

株式等の振替に関する業務規程等の一部改正等について

平成22年4月7日

株式会社 証券保管振替機構

1. 改正趣旨

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号。以下「信託法整備法」という。）により、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）が改正され、信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益権については、信託法整備法附則第3号に規定する政令で定める日（平成22年7月1日）から、振替法の適用を受けることとなる。

これに伴い、受益証券発行信託の受益権について、現行の受益証券発行信託の受益証券保管振替決済制度（以下「現行制度」という。）から株式等振替制度へ移行するため、「株式等の振替に関する業務規程」等の一部を改正するとともに、現行制度における「受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則」等を廃止する。

2. 改正概要

受益証券発行信託の受益権について、現行制度から株式等振替制度へ移行するため、当機構が取扱う受益証券発行信託の受益権に関する事項を追加する等、以下に掲げる「株式等の振替に関する業務規程」等を改正するとともに、現行制度における「受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則」等を廃止する。

- ・ 株式等の振替に関する業務規程の一部改正
- ・ 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正
- ・ 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正
- ・ 株式等振替システムの利用に関する規則の一部改正
- ・ 受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則を廃止する規則の制定
- ・ 受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則施行細則を廃止する規則の制定

3. 施行日

信託法整備法附則第3号に規定する政令で定める日（平成22年7月1日）より施行する。

以上